（前のページより続き）

○個人情報の保護に関する法律施行令の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件（**同**一二九）

○租税特別措置法施行規則に規定する総務大臣の行う市街地再開発事業用資産の買換え特例制度に係る証明に関する手続を定める件の一部を改正する件（**同**一三〇）

○過疎地域を区域とする市町村を公示する件（**総務・農林水産・国土交通**三）

○過疎地域とみなされる区域を公示する件（**同**四）

○工業統計調査規則に基づき、工業調査票甲及び乙並びに工業調査準備調査名簿の様式を定める件及び工業統計調査規則に基づき、調査困難地域を定めた件を廃止する件（**総務・経済産業**七）

○監理団体及び団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱い等に関して適切に対処するための指針の一部を改正する告示（**法務・厚生労働**一）

○電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件（**財務**九九）

○製造たばこに係る広告を行う際の指針の一部を改正する告示（**同**一〇〇）

○関税法第九条の六第一項及び国税通則法第四十五条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十四条の四第一項の規定に基づく納付受託者の指定の件（**同**一〇一）

○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件（**財務・経済産業**三）

○国税通則法第三十四条の四第一項の規定に基づく納付受託者の指定の件について（**国税庁**二四）

○令和四年度において高等学校用教科用図書の検定の申請を行うことができる種目及び期間を定める件（**文部科学**六五）

○令和四年度において小学校用教科用図書の検定の申請を行うことができる種目及び期間を定める件（**同**六六）

○文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件の一部を改正する件（**同**六七）

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二の三第二項第二号及び第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件（**厚生労働**一四七）

○建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第十九条の二の規定により読み替えて適用される職業安定法施行規則第二十四条の六第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する件（**同**一四八）

○建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第二十七条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する件（**同**一四九）

○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項の一部を改正する件（**同**一五〇）

○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の三の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（**同**一五一）

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（**同**一五二）

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件（**同**一五三）

○令和四年度における前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める告示（**同**一五四）

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき化学物質を優先評価化学物質として指定した件（**厚生労働・経済産業・環境**三）

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件の一部を改正した件（**経済産業**九一）

○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正した件（**同**九二）

○国の補助の特例の対象となる津波避難対策緊急事業に係る主務大臣の定める基準を定める件の一部を改正する件（**国土交通**四五九）

○自動車等安全性能評価実施要領の一部を改正する告示（**同**四六〇）

○委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職について定める告示を制定する件（**同**四六一）

○平成十七年国土交通省告示第六百六十四号の一部を改正する件（**同**四六二）

○昭和五十三年国土庁告示第一号の一部を改正する件（**同**四六三）

○昭和五十四年国土庁告示第一号の一部を改正する件（**同**四六四）

○平成二十四年国土交通省告示第五百七号の一部を改正する件（**同**四六五）

○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第三項第二号及び第二条第二項第一号の規定に基づき、国土交通大臣が指定する道路を指定する件（**同**四六六）

○公共交通事業者等が外国人観光旅客利便増進措置を講ずべき区間の一部を変更する件（**観光庁**五）